



ここが聞きたい!! 一般質問

皆様の生活にかかわる
大切な内容について、

市議会議員が市に対して質問を行います。

3月定例会では、13人の議員が一般質問を行いました。

(令和5年3月13日～15日実施)

◆一般質問とは…

市政全般について、市の執行機関に対し事務の取組状況や予算の使い方、市の将来に対する考え方などについて議員が質問を行い、市長や部長などが答弁をします。

◆質問事項はどうしているの？

質問事項については、議員個人が日々の活動の中で収集した情報や問題意識を、市の一般事務の範囲内において議員個人が自由に決め、市の見解を求めます。

◆質問の制限時間は？

3月定例会においては、新型コロナウイルス感染症による感染を防止するため、議員1人当たりの持ち時間（答弁を含む。）を60分として質問を行いました。

◆市議会ホームページで質問の様子を録画配信しています。

詳しい内容やその他の質問は、録画配信をご覧ください(3ページ下段からご覧いただけます。)

●天田いづみ議員
新型コロナウイルス感染症の感染により、高齢者をはじめ、様々な市民が日常生活に著しい不便を生じ、その対応に苦慮してきた。広報しきには、新型コロナウイルス感染症関連情報、主な支援策のご案内ということで、問合せが、志木市の支援策ということについていろいろ出されたが、交通整理をしながら適切につないでいくということが必要ではないかと考える。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、基幹福祉相談センターに確認をしたが、この感染症はイコール災害ではないのかもしれない。しかし、大規模に発生してくると、やはり災害級の事案であるとの認識を持ち、逆に、水害、地震等の災害の場合、食糧など様々なものを備蓄して、職員が総動員の体制で支援をするが、新型コロナウイルス感染症は、特別の

新型コロナウイルス感染症等 に関わる生活支援について



天田 いづみ
リベラル市民21

事案と捉えて、どのように受け止め、そして支援につないでいくかという方向性について、特に生活に関わる相談窓口をどのようにしていくのか伺う。

◎子ども・健康部長

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけを現在の2類相当から5類に移行する方針や、ワクチンの費用負担についても、令和5年度は無償化とすること、マスク着用の考え方の見直しなどが国から示された。

現在、本市の感染者数も減少傾向であるが、感染拡大期には多くの相談があり、健康増進センターをはじめ、関連する部署等と連携を図り、併せて、ワクチン接種予約お助け隊による予約支援など、必要な支援策を展開してきた。

今後においても、適切な支援が届くよう、引き続き関係部署や関係機関と連携を図り、相談者に寄り添った丁寧な相談支援を行うとともに、市ホームページや広報しきでわかりやすい相談窓口の周知に一層努めていく。

その他の質問項目

- 生活支援体制整備事業について
- 新たな市民会館及び市民体育館における市民協働について
- 学校教育における研修・研究について



今村 弘志
公明党

がん対策について

◎今村弘志議員

がんに罹患すると、通学や仕事の継続が困難になり、治療により妊娠・出産や育児に大きな影響が生じるなど、様々な面で負担がかかる。

現在、40歳未満は介護保険制度を利用できないが、18歳未満でがんと診断された場合には、20歳になるまで医療費の助成が受けられる。しかし、20歳以上40歳未満でがんと診断された場合は、公的助成がない。回復する見込みがないと診断され、自宅で日常生活を送ることを希望した場合、訪問介護などが必要になるが、介護保険制度が適用にならないので、全額自費負担となり、経済的な負担が大きい。

こうした動向を踏まえ、在宅医療の負担軽減を目的に、全国の自治体でも在宅ターミナルケア、病気で余命が僅かになった方に対して行う医療等の支援が始まっているが、本市の若年層(A

YA世代)の在宅ターミナルケアの現状の支援策と認識について伺う。

◎子ども・健康部長

AYA世代(15歳から30歳代までの世代)の方ががんと診断された場合に、住み慣れた生活の場で、最後まで安心して生活したいという願いは誰もが持っているが、現状では、若年層が在宅療養生活で医療や介護に加え生活支援サービスを必要とする場合は、介護保険が適用されず、支援策が限られていることも認識している。

本市では、がんと診断された方に対しては、病院の主治医の診断結果などを十分理解していただいた上で、今後の生活を含めた最適な治療等を選択できるよう、県の助成制度や市における各種支援制度等を案内している。

埼玉県では、小児・AYA世代への終末期がん患者の在宅医療体制整備事業が、令和5年度からの新規事業として当初予算案に組み込まれており、市としても、支援策等を注視しつつ、事業の実施について見極めていく。

その他の質問項目

●流産や死産を経験した女性への支援について

●HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン接種について

●教育施策について



西川 和男
公明党

福祉施策について

◎西川和男議員

今議会で、志木市地域共生社会を実現するための条例案が提出され、分かれ合い、支え合い、誰もが輝く社会実現のため、基本理念と、市、市民、事業者の役割を明記し、重層的な支援体制の構築を目指しながら、地域が丸ごとつながり、共に地域を創造していく地域共生社会の実現とある。具体的には、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の取組、さらに、居場所づくりや社会とのつながりや多様性を尊重し包摂する地域文化をつくり出していくことを目指していくことといえる。

今後、この条例制定を受け、社会的包摂、いわゆるソーシャルインクルージョンの視点で、誰も排除されない絆が保障される社会の構築が大切であると考えて、地域共生社会の実現に向けて、これから志木市はどう進め、取り組んでいくのか伺う。

◎福祉部長

志木市地域共生社会を実現するための条例案では、まるごとつながる福祉推進条例を通称として、地域の人、こと、ものなどあらゆる主体がまるごとつながり、地域社会の一員として社会参加ができることや、それらを自らの意思で選択し、決定していくことを本条例の基本理念に示している。

また、こうした基本理念とともに、市の基本施策を定めることにより、誰もが生きがいを持って輝くことができ、地域社会の実現を図り、地域福祉の推進に寄与することを目的としているところである。

こうした地域共生社会の考え方については、誰も排除されないことのない絆を大切にする考え方についても含んでいるものと捉えているところである。

なお、本条例の基本理念や目的を着実に推進するためには、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、具体的施策については、誰もが生きがいを持つことをはじめ、福祉への理解や各分野の重層的支援、コミュニケーションの醸成、意思決定支援など基本的施策の推進に掲げている事項を基本とする各種取組や事業を展開していく。

その他の質問項目

●教育施策について

●行政施策について



阿部 竜一
公明党

町内会について

◎阿部竜一議員

町内会加入率は、ここ数年、減少傾向にある。加入しない方の話では、役員の負担、加入のメリットがない、ご近所とのトラブルなどが理由とのことである。加入数が減少しているのので、役員が回ってくる回数が年々早まっていくという悪循環が起き、加入率の低下を加速させることにつながっていることも事実である。役員の負担軽減を図ることを目的に、町内会運営のアウトソーシングなども考えられるのではないかと。

また、本市では加入促進策の一つとして、町内会サロンなどに取り組んでいるが、町内会サロン立ち上げの効果やそのほか加入促進に関わる市としての考えや取組について伺う。

◎市民生活部長

本市における町内会の加入率は、減

少傾向が続き、令和4年4月時点で53.2%、10年前の62.2%から9ポイント減少している。近年、ライフスタイルの多様化や価値観の変化、定年延長など町内会を取り巻く環境も大きく変わってきており、町内会の加入率低下にも影響があるものと認識している。

市としても、広報紙やホームページ等を通じて広く町内会の加入を促しているほか、市への転入者に町内会加入促進のパンフレットの配布、また、住宅購入者や賃貸契約者等にも加入の働きかけを行っているところである。

また、町内会サロン活動での交流を通じて、町内会の活動内容を未加入者に知っていただく一助となっているものと考えている。

さらに、町内会連合会主催による加入促進に向けた専門家を招いての講演会の実施や、災害時などの非常時には、お互いが共助し合える関係が必要であることから、日頃から顔の見える関係構築のため、民生委員・児童委員協議会との合同研修会を地区ごとに行っているところである。

市としても町内会の運営における負担軽減や効率化を図れるよう活動を支援していく。

その他の質問項目

●市道1271号線について

●孤独・孤立支援について

●少子化対策について



古谷 孝
NHKしき

視覚障害者同行援護事業について

◎古谷孝議員

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が、外出時に援護従業者が同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の必要な援助を行う視覚障害者同行支援事業については、国の制度で、事業は各市町村が行う。

本市では、必要最低限度の日常生活を送るための利用時間は、全国の平均的な水準で決定していると認識しているが、この同行援護を必要とする利用時間は、利用者のライフスタイルにより異なる。多くの自治体では、市の裁量で弾力的な取扱いをしているが、本市は一律的な取扱いで運用されている。障がい当事者団体の公的なボランティア活動を行うと、日常生活に支障が生ずるという現状が発生している。

ここ数年はコロナ禍のため、活動自粛傾向にあったが、最近では、広い範

囲で集まる機会が増えてきており、そうした利用者には利用時間が足りない。国は、同行援護の利用時間について、上限は定めていないので、公益のための社会活動への参加のための同行援護の利用時間の上限の加算を前提に弾力的な運用を行っていただくことは、この視覚障害者同行援護事業の本来的目的である社会活動の参加を達成するために、必要な措置であると考えているが、所見を伺う。

◎福祉部長

同行援護を含む介護給付費等は、国の事務処理要領と国庫負担基準の支給量に基づき、各市支給決定基準に関する要綱などを定め、公平かつ適正に支給量などを決定している。本市の志木市障がい福祉サービスの支給決定基準に関する要綱では、特別な事情により、基準を超える支給量の決定を行う必要がある場合には、志木市介護給付費等支給審査会の意見を聞いた上で決定するものと定めており、特別な事情により、基準量以上の決定を行う必要がある場合には、審査会の意見を聞いた上で、個別に適切な支給量を決定している。

その他の質問項目

●教育施策について

●災害等を想定した児童生徒の安全のための施策について



岡島 貴弘
志(こころざし)の会

YouTubeチャンネルの 収益化について

◎岡島貴弘議員

本市の公式YouTubeチャンネルは、料理のレシピ紹介や各種イベント、また架空請求に対する注意喚起など、様々な年齢層に向けた情報発信をしている。

その収益化について、他市の状況を見ると、東京都国立市では、一再生、0.1円から0.3円程度の収益がもたらされ、年間3万円程度の歳入を見込んでいるとのことである。

YouTubeの収益化は収入の機会の確保にもなり、また自主財源の確保に取り組みとする市の強い姿勢を市民の方々に見ていただくことにもなる。もちろん、気軽に見ていただくだけの情報の発信源としても大変有効である。直近12か月の再生時間はどれほどで、収益化についての本市の考え、今後の方向性を伺う。

◎総合行政部長

YouTubeチャンネルの収益化は、動画の再生中に広告が表示され、広告主は、広告再生回数に応じて広告料を支払うシステムとなっており、チャンネル登録者数が1,000人以上、有効な公開動画の総再生時間が直近の12か月間で4,000時間以上などを満たす必要があるが、令和5年3月1日現在、チャンネル登録者数は約680人、直近の12か月間の総再生時間は約670時間となっており、収益化の条件を満たしていない状況である。

YouTubeチャンネルについては、シティブロモーションに活用している自治体が増えていることは認識しているが、登録者数を増やすには、定期的に動画をアップする必要があり、定期的な動画をアップする必要があることや、専門職員の配置など、費用対効果の課題が発生することも考えられる。

今後は、YouTubeチャンネルの特性を生かしたシティブロモーションを推進するため、動画での分かりやすい行政情報を配信していくとともに、現在活用しているツイッターなど、SNSツールにおいて全体的にフォロワー数を増やしていくことで、より多くの方々に有益で魅力的な情報を配信していく。

その他の質問項目

●過去・現在・未来を彩る取組について



河野 芳徳
しきの会

空き家対策と現状について

◎河野芳徳議員

全国的に空き家は少子高齢化の進展などを背景に増加の一途をたどっており、管理が行き届いていない空き家が、防災等の面で生活環境に影響を及ぼすという社会問題が起きている。

市民の相談の中で空き家についての要望があるが、空き家問題に関しては課題が多く、なかなか前に進まないのが現状である。

現在、市で把握している空き家の数、空き家に対して指導した件数、それにより状態が改善された件数について伺う。また、国の特別措置法に基づき、空き家対策を講じていると思いが、著しく管理状況が悪化する前に、空き家の所有者に対して助言等をするように厳しく対応するべきと考える。その中で、適切に管理されている空き家と管理されていない空き家があるが、どのように対応しているのか。また、管理

されていない空き家に対する対応と実績について伺う。

◎市民生活部長

過去3年間空き家の件数については、令和元年度が310件、令和2年度が325件、令和3年度が343件で、今年度上半期の調査では、適正に管理されていない空き家の件数は71件であり、適正な管理をお願いする通知の送付や、所有者への直接訪問を行い、これにより改善された件数は60件であった。一方、改善には至っていない11件については、引き続き適正管理のお願いをしていく。

本市の空き家対策は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき実施しているが、家の所有者に対する助言等は、特定空家等に該当する必要があるが、本市には特定空家等に該当する物件が存在しないことから、適正な管理をお願いする旨の通知を送付し、改善を促している。

なお、特別措置法の一部を改正する法律案が、国会に提出されており、今後、国の動向を注視していく。

その他の質問項目

- 不登校等の現状とICT教育について
- ネットリテラシー教育、デジタルデバイス(情報格差)等について
- 子どもたちのいじめや虐待等の対策について



吉澤 富美夫
しきの会

マイナンバーカードの活用について

◎吉澤富美夫議員

当市のマイナンバーカードの申請状況、申請件数を伸ばすための取組について、市の考えを伺う。

また、マイナンバーカードに内蔵されているチップには空き容量があるため、志木市においても独自のサービスを附帯し、活用の幅を広げることで、市民サービスの向上につながるのではないかと考える。

例えば、志木市のポイント事業とのひもづけ、デマンド交通登録、図書館利用カードなどのほか、災害時に避難所の受付にマイナンバーカードを提示することで避難世帯全員を一括で受付することができるような仕組みや、選挙の投票所入場券機能なども可能ではないか。

今後のマイナンバーカードの活用について伺う。

◎市民生活部長

現在、マイナンバーカードの交付率向上に向け、平日夜間に交付窓口の閉庁時間から2時間延長して交付を行っているほか、毎週土曜日と日曜日の午前9時から午後5時まで休日交付を行うなど、受付時間を拡大している。

他方、申請サポートの専用窓口を設置して、写真撮影など申請に必要なサポートを随時実施しているほか、市内の事業所や高齢者施設、町内会などに出張し、出張申請も実施している。さらに、マイナポイントの申請サポートについては専用窓口を常設し、マイナポイント第2弾の開始時期に合わせて、市内3か所の公共施設においてサポート会場を設置したところである。

マイナンバーカードの利活用については、健康保険証利用をはじめ、確定申告が自宅から行えるe-Taxのほか、本市ではコンビニエンスストアでの各種証明書等の取得ができるコンビニ交付サービスなど、マイナンバーカードを活用できるサービスの推進に努めている。

今後は、国の動向などを注視しながら、積極的に情報収集を行い、市民に喜ばれる活用方法を見定めていく。

その他の質問項目

●にぎわい創出作りについて

●電動キックボードの規制緩和について

●中学校のプール授業について

小中一貫校について



水谷 利美
日本共産党

◎水谷利美議員

小中一貫教育に係る志木第四小学校の説明会の詳細について伺う。

再度説明会を開いてほしいという要望に対し、今後も説明会を開くのか。保護者の同意も当然必要であり、地域住民の理解も得るべきであると考え、小中一貫校の今後の進め方について伺う。

◎教育政策部長

説明会は、志木第二中学校区の保護者、地域の方などを対象に、令和4年10月に策定した志木市小中一貫教育基本方針の周知を図ることを目的に、令和5年1月21日に、123名の参加をいただき、実施したものである。

説明会での質問については、義務教育学校から私立中学校やほかの中学校へ転出することが可能かどうか、教職員の教員免許状の扱いや配置される人

数はどのようになるのかといった義務教育学校の制度に関わるもののほか、既存の3校の校舎の使い方、PTAの在り方、卒業式などの学校行事や特別支援教育の在り方、導入による教職員の負担増の懸念など、学校運営の内容に関わる質問をいただいた。

今後の進め方については、小中一貫教育推進計画案を作成した後、小・中学校や未就学児の保護者を対象とした説明会やパブリックコメントの実施などを予定している。また、推進計画の策定過程においては、地域の方などから構成される学校運営協議会委員にも参画していただくとともに、保護者、児童・生徒に加え、これから小学生になる未就学児の保護者の声も反映させる場面を設ける予定である。

さらに、推進計画策定後においても、学校説明会や学校だよりで保護者の皆様に進捗状況を報告するほか、ホームページや広報紙において、市民の皆様に一層のご理解をいただけるよう周知していく。

その他の質問項目

●子ども医療費の助成制度について

●学校給食費について

●交通対策について

●市民体育館について

●施政方針について



与儀 大介
無所属

オンブズマン制度の導入 について

◎与儀大介議員

オンブズマン制度は、行政苦情救済の仕組みとして広く普及している。

公的なオンブズマンを設置している地方自治体もあり、神奈川県川崎市が日本で初めてオンブズマン制度を導入して以降、行政全般だけではなく、東京都分寺市の国分寺市オンブズパーソンなど福祉分野、情報公開、個人情報保護分野等を管轄する特殊オンブズマン制度も導入されている。

議会は、予算案や議案を審議するが、代替案なき批判や、本質からかけ離れた理念を聞くだけの長い質問などが見られたときに、そもそも地方自治法で設置が義務づけられていない地方議会が議席数を減らした上で、監査委員を充実させ、市民オンブズマン制度などを使って代替したほうが行政の健全な運用ができるのではないかと考える。市として、オンブズマン制度の導入

について見解を伺う。

◎市長

オンブズマン制度は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利、利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高めることを目的としていると認識している。

本市では、同様の目的を持つ制度として、行政相談員として委嘱を受けた民間有識者が、行政に対する相談を市役所とは異なる立場から受け、その解決につながることを目的とした行政相談を実施するとともに、人権相談員による人権相談も実施している。

また、市長への手紙制度などによりオンブズマン制度と同様の苦情に対する相談体制を既に構築している。

さらに、市議会からも、様々な意見、課題等を、予算審議、一般質問を通じて伝えられており、課題の解決等に十分つながっていると認識をしている。

今後もし引き続き、これらの相談体制を継続することで、公正かつ透明な市政運営の推進を図っていく考えである。

その他の質問項目

●LINE等を利用した市民からの報告窓口設置について

●まちづくり会社について



多田 光宏
市政改革クラブ

PTAについて

◎多田光宏議員

PTAとは、各学校ごとに組織された保護者と教職員による任意加入の社会教育関係団体であるが、PTAをやめたいがやめられない、PTA役員をやりたいがなかったが無理やりやらされたなどという根強い不満の声が全国的に見受けられる。

そもそもPTAの加入が任意であることを知らない人がたくさんいるのではないかと思います、確認の意味を込めてPTAの加入や役員をすることはあくまで任意であり、義務ではないということを答弁していただきたい。

また、建前は任意であったとしても、運用次第では加入を断りづらい状況になっている可能性もある。

志木市での小・中学校のPTAにおいては、現場での運用で加入や業務の実質的な強制はないのか、志木市の状況を伺う。

◎教育政策部長

PTAは家庭や学校における教育に関して相互に理解を深め、児童・生徒の健全な成長を図る上で重要な市民力である。

一方で、PTA活動に不安や負担を感じている方もいると聞いている。入退会の在り方をはじめ、PTAの運営・活動等については、学校のPTAごとに定められているところである。また、PTAの加入は任意であることを前提としているが、可能な範囲で加入いただくようPTAから保護者に対し協力をお願いしている現状である。

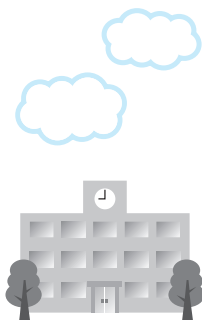
PTA活動は、あくまでも団体の趣旨に賛同する保護者と教職員が自主的に行う任意の活動であり、教育委員会としては干渉できない立場にある。

しかしながら、市内小・中学校の学校長はPTAの会員でもあることから、PTAへの適切な入退会の方法については、引き続き校長へ助言していく。

その他の質問項目

●水道水のPFAS（有機フッ素化合物）汚染問題について

●マスクの着用ルールの緩和について





岩下 隆
しきの会

市内小中学校での英語力の向上をめざして

◎岩下隆議員

私は「好きです志木市！街づくり、人づくり」をスローガンに、いわしたの「わ」である「わくわくする教育！あつたかい子育て！」を目指しながら、小・中学生の英語力向上について伺う。

本年2月に公募型プロポーザルでALT派遣事業の委託先が決まったが、そもそもこのALT派遣によってこれまでより向上する仕組みや指導内容があるのか、また本市における外国語教育のビジョンがあれば考えを伺う。

さらに、国際交流の復活について、十数年前までオハイオ州ワシントンコートハウス市との国際交流の取組を本市で行っていたが、現在はないので、ALTの方々の意見も聞きながら、オンライン等を活用した外国の児童・生徒との交流づくりや、例えば他の教科にも発展できるSDGsをテーマに国際交流ができないかご所見を伺う。

◎教育政策部長

ALT（外国語指導助手）派遣事業については、英語を母語とし、指導力を身につけたALTが指導支援を行うことで、児童・生徒に英語を用いたコミュニケーション活動に対する主体性や必然性が生まれるなど、継続的に質の高い外国語指導を行っている。学習指導要領における外国語活動及び外国語科の目標は、小3から中3までの7年間を段階的に系統立てて設定されている。中学校の目標は、外国語によるコミュニケーションにおける見方、考え方を働かせ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る資質、能力を育成することを目指すとしている。

また、1人1台端末の導入により、外国とオンラインで交流する活動が行われるようになったが、全ての学校で実現できていないのが現状である。そこで、ALT派遣事業者と連携し、今後市内全ての小・中学校において交流の取組を進めていく。さらに、文化交流や議員ご提案のSDGsを題材にした交流など国際理解教育のさらなる推進に努めていく。

その他の質問項目

● 中心市街地活性化基本計画の実施について

● 地域要望について
● 施政方針について



安藤 圭介
しきの会

誰もが住みやすい街について

◎安藤圭介議員

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について避難行動要支援者名簿を作成すること、また、災害時の避難支援など実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

避難行動要支援者名簿、個別避難計画作成が努力義務化されたことにより、計画作成に向けてどのように準備がされているのか、また、地域で協力したいと考えている人たちと支援を必要としている人とを結びつけられるようなマッチング、いわゆる仕組みづくりができるのか伺う。

その他の質問項目

● 4市共用火葬場について
● デジタル人材の育成について
● 館大排水路について

者名簿の対象者のうち、名簿の内容を情報提供することに同意をした方については、避難支援等関係者である町内会や民生委員・児童委員の方々へその内容を個別計画として配付している。しかしながら、令和3年に災害対策基本法が改正されたことにより、現行の個別計画からより実行性のある個別避難計画の作成が努力義務化されたところである。

市としても、個別避難計画の作成に向け、防災危機管理課と福祉部局において、名簿に記載される内容や作成のスケジュール等について定期的に打合せを行っているところである。

令和5年度には、現在使用している避難行動要支援者名簿システムを改修し、令和元年東日本台風で避難指示が発令された区域から段階的に個別避難計画を作成する予定である。また、個別避難計画を作成する中で、避難時等に支援をいただける方が見つからない場合には、町内会や自主防災組織に協力をいただき、地域の中でマッチング作業を実施することを想定しており、地域で協力したいと考えている人たちにも、町内会や自主防災組織を通してご協力をいただければと考えている。